

注記（全体）

1 重要な会計方針

（1）有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産・・・・・・・・・・取得原価
- ② 無形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

また開始時における評価基準及び評価方法については、次の道路・河川及び水路の敷地を除き、基準モデルに基づく評価としています。

昭和 59 年度以前に取得した道路、河川及び水路の敷地備忘価格・・・・・・・・・・ 1 円

昭和 60 年以後の無償で移管を受けた道路、河川及び水路の敷地備忘価格・・・・・・・・ 1 円

なお、地方公営企業法が適用される会計においては、原則、取得原価としています。

（2）有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券・・・・・・・・・・償却原価法（定額法）
- ② 満期保有目的以外の有価証券
市場価格のないもの・・・・・・・・・・取得原価
- ③ 出資金
市場価格のないもの・・・・・・・・・・出資金額

（3）棚卸資産の評価基準及び評価方法

地方公営企業法が適用される会計においては、移動平均法による原価法または個別法による低価法によっています。

（4）有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く。）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 4 年～60 年

工作物 5 年～75 年

その他 3 年～40 年

物品 2 年～30 年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

ソフトウェア 5 年（当市における見込利用期間（5 年）に基づく）

その他 50 年

- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のもの及びリース料総額が 50 万円未満のものを除く。）

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

- ④ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のもの及びリ

リース料総額が 300 万円未満のものを除く。)

リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

主として、過去数年間の平均不納欠損率又は、個別に回収可能性を検討し徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のもの及びリース料総額が 50 万円未満のものを除く。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

② 所有権移転外ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のもの及びリース料総額が 300 万円未満のものを除く。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

③ 上記①と②以外のファイナンス・リース取引及びオペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金、要求払預金）及び現金同等物

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、地方公営企業法が適用される会計においては税抜方式によっています。

(9) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価格又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として

計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 50 万円未満であるときに修繕費として処理しています。ただし、既存の固定資産の価値を増加させない、または耐久性を増さない修繕・補修・改修・改築・改造等は、金額が 50 万円以上であっても修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

該当なし

3 重要な後発事象

農業共済事業について、令和 2 年 4 月 1 日から兵庫県農業共済組合へ承継したため、令和 2 年度より農業共済事業特別会計が廃止されます。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

保証債務及び損失補償債務負担の状況は、以下のとおりです。

団体名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引当 金計上額	貸借対照表 未計上額	
西宮市土地開発公社	—	—	4,000,000 千円	4,000,000 千円
兵庫県信用保証協会	—	—	22,038 千円	22,038 千円
社会福祉法人阪神福祉事業団	—	221,209 千円	—	221,209 千円
西宮市住宅整備資金等融資	—	—	64,000 千円	64,000 千円
計	—	221,209 千円	4,086,038 千円	4,307,247 千円

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

11 件 163,181 千円 (令和元年度末)

5 追加情報

(1) 全体財務書類の対象範囲は、一般会計等に属する会計のほか、以下の会計を対象としています。

国民健康保険特別会計

食肉センター特別会計

農業共済事業特別会計

介護保険特別会計

後期高齢者医療事業特別会計
水道事業会計
工業用水道事業会計
下水道事業会計
中央病院事業会計

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取り扱いについて

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

翌年度予算において、財産収入として措置されている公共資産としています。

イ 内訳

<u>事業用資産</u>	611,742 千円 (534,654 千円)
土地	611,742 千円 (534,654 千円)

令和 2 年 3 月 31 日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は原則として、固定資産税路線価額を 0.7 で割った額としています。

上記の (534,654 千円) は貸借対照表における簿価を記載しています。